

## 防犯優良マンション認定制度取扱規程の概要

申請者	マンション(物件)の所有者・施工主・販売業者
	マンション(物件)を所有する者、施工した者、販売しようとする者等



防犯優良マンション審査申請	
申請	事前に(社)兵庫県防犯協会連合会に連絡 申請物件の延べ床面積 5,000㎡以下 150,000 円 (1,000㎡を超える毎に10,000 円を加算)を指定口座に支払い「振込金受取書」と申請書並びに見出しを表示した添付書類を提出する。
添付書類1 建築関連	付近見取図 設計概要・面積表 セキュリティライン表示図 (一次二次等線の色分けと構造説明の記入・配置図等と兼用も可) 外構平面図・建築平面図 (各階) (図面は、縮尺に拘らず全てA3サイズとする) 立面図・断面図 階段侵入防止柵詳細図 セキュリティラインを構成するフェンスの構造・姿図 玄関・管理人室周辺の平面詳細図 建具配置図・建具リスト エレベーター仕様書・扉の姿図 錠前 姿図と仕様書 (住戸玄関)
添付書類2 設備関連	<照明> 照明器具姿図・電灯設備系統図 電灯設備平面図 (各階) ・共用玄関、メールコーナー ・エレベーターホール、同かご内 ・共用廊下、共用階段 ・自転車置場、駐車場、通路 <インターホン> 集合インターホン姿図 (仕様書を含む)、集合インターホン系統図・平面図 <防犯カメラ> テレビ監視設備姿図 (仕様書を含む) ・カメラ (平面図にカメラの位置を赤で記入) ・レコーダー (デジタル式) ・モニターテレビ 防犯カメラメンテナンス・警備に関する契約書等 (コピー) を提出。



認定決定	① 書類審査～現地実地踏査 (認定審査) ② 認定の可否に関する認定審査委員会の審議。 (社)兵庫県防犯協会連合会、(財)兵庫県住宅建築総合センター、(特)兵庫県防犯設備協会
------	---



認定の通知	
認定をする場合	(社)兵庫県防犯協会連合会は、「認定証」により申請者に通知する。
認定をしない場合	(社)兵庫県防犯協会連合会は、理由を告げて申請者に、申請書類一式を返戻する。



認定通知を受けた申請者は、 (社)兵庫県防犯協会連合会において、	<b>防犯優良マンションの認定・登録</b> <b>認定プレートの受領・誓約書の提出</b>
登録手数料	50,000 円を納付 (尚、認定プレートの複数交付を希望する者は、増加分 1 枚につき30,000 円が必要) ※上記に記載されている料金には全て、別途消費税がかかります。

申請手続き・認定・登録のお問い合わせ 社団法人 兵庫県防犯協会連合会 (AM10:00～PM3:00 土日祝祭日は休) 神戸市中央区下山手通 5-4-1 兵庫県警察本部内 TEL:078-351-7877 Fax:078-351-7913 <a href="http://hyogo-bouhan.com/index.html">http://hyogo-bouhan.com/index.html</a>	建築関連のお問い合わせ 財団法人 兵庫県住宅建築総合センター (AM10:00～PM3:00 土日祝祭日は休) 神戸市中央区小野柄通 7-1-1 日本生命三宮駅前ビル 7 階 TEL:078-252-0098 Fax:078-252-0096	防犯設備のお問い合わせ 特定非営利法人 兵庫県防犯設備協会 (AM10:00～PM3:00 土日祝祭日は休) 姫路市市川橋通 2-49-1 TEL:079-223-7450 Fax:079-223-7460 <a href="http://www.bouhan.org">http://www.bouhan.org</a>
---	--	--